第26回 成年後見制度利用促進専門家会議	
令和８年11月16日	資料２

総　論

1. 次期基本計画の位置付け及び必要性①

〇次期基本計画の位置付け及び必要性について、以下のように示してはどうか。

（成年後見制度利用促進基本計画の位置付け）

○成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられる。

○なお、促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

（新たな基本計画の必要性）

○基本計画は、平成29年度から令和3年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり及び安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

○次に令和4年度から令和8年度までを次の計画（以下「第二期計画」という。）の期間として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を基本的な考え方とした上で第一期計画の取組を更に推進することに加え、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用改善、総合的な権利擁護支援策の充実などを進めてきた。

○これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進み、市町村における市町村計画の策定率や中核機関の設置率が着実に向上するとともに、地域連携ネットワークの機能発揮の状況を示す指標の水準も向上するなど、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみの整備も進展した。このように、成年後見制度を含む様々な支援により地域全体で本人を支えるための基盤が全国的に形成されつつある。

1. 次期基本計画の位置付け及び必要性②

○こうした中、これまで基本計画に基づき各市町村において推進されてきた、地域における権利擁護支援の取組を更に推進するため、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号。以下「社福法等改正法」という。）により、地域における権利擁護支援体制の整備に係る事務が市町村の努力義務として規定されるとともに、市町村の事務を担う中核的な機関として地域権利擁護相談支援センター（以下「センター」という。）が法定化されるなど制度的な観点での対応が図られた。また、令和８年に成立した民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第45号。以下「民法等改正法」という。）により、成年後見制度は、本人に必要な範囲で利用し、その必要がなくなった場合には終了することが可能な制度へと見直された。これらの改正のうち、社福法等改正法の規定のうち前述の改正内容に係る規定は令和９年４月１日から施行されるが、民法等改正法による成年後見制度の見直しの関係規定は、令和10年度の施行が予定されている。また、民法等改正法の経過措置により、施行後も、一定期間において、現行制度と新制度の運用が併存することとなる。

○こうした制度的観点からの対応も踏まえて、今後、社福法等改正法及び民法等改正法の施行に向けた準備から施行後の運用までを見据え、見直し後の成年後見制度の適切な運用を図りつつ、第二期計画において推進してきた地域共生社会の実現に向けた取組を更に発展させ、成年後見制度を含む様々な支援が本人を中心として有機的に機能する仕組みを全国的に構築していくことが求められる。特に、成年後見制度の見直しは、制度の利用の在り方そのものを大きく転換するものであり、その趣旨を真に実現するためには、本人の意思及び選好や価値観を尊重しながら必要な支援につなぐ地域の権利擁護支援体制が着実に整備され、それぞれの地域において実効的に機能することが不可欠である。また、判断能力が不十分になっても、一人ひとりが地域社会とのつながりの中で、その人らしい生活を継続することができる社会を実現するためには、権利擁護支援のみならず、福祉、医療、介護、住まいその他の様々な支援が相互に連携しながら、本人を支える仕組みを構築していく必要がある。

○そのためには、市町村を中心として、都道府県、専門職団体その他の関係機関や、当事者及び地域住民を含む幅広い関係者が、目指すべき地域の在り方を共有し、それぞれの役割を果たしながら取組を進めていくことが重要である。また、こうした取組を実効的に進めるためには、各地域における体制整備の状況等にはなお差があることも踏まえ、制度改正の趣旨等を踏まえた全国的な方向性を示しつつ、地域の実情に応じた取組を推進していくことが求められる。

○そこで、国は新たな基本計画（以下「第三期計画」という。）を定め、本人を中心とした支援が実践されるための共通の指針を示すとともに、制度改正後を見据えた施策の方向性を明らかにすることにより、誰もが必要な権利擁護支援を受けながら安心して地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、更なる施策の推進を図ることとする。

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。

② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。

③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。

④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。

⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。

⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

２．福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。

② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。

③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

３．支援基盤の強化等【社福法】

① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

② 災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

施行期日

令和９年４月１日（ただし、２．②の一部は公布日、２．③は公布後１年６月以内に政令で定める日、１．③及び⑤の一部は公布後２年以内に政令で定める日、１．⑤、⑥及び２．①の一部は公布後３年以内に政令で定める日）

民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

令和８年６月24日公布

令和8年6月
法務省民事局

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の 高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月　法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会　調査審議開始
令和8年	2月　法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月　法律案閣議決定 6月　参議院本会議において法律案が可決・成立（令和８年６月24日公布）

法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援者	補助人		保佐人		後見人	
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し＋特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
  - ▶ **本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止** 【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
  - ▶ **事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能** 【民法10条】（新旧p6-7）
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
  - ▶ **利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能** 【民法12条】（新旧p8-9）
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない
  - ▶ **選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化** 【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
  - ▶ **本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能** 【民法876条の5】（新旧p34-35）

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
  - ▶ **パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設** 【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- 押印に関する慣行や法意識の変容
  - ▶ **押印の任意化** 【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。 **等**

施行日　成年後見制度：公布から**２年６月**を超えない範囲で政令で定める日　遺言制度：公布から**１年（システム改修を要するものは３年）**を超えない範囲で政令で定める日

2. 権利擁護支援に当たっての基本的な考え方①

〇権利擁護支援に当たっての基本的な考え方について、以下のように示してはどうか。

（権利擁護支援に当たっての基本的な考え方）

○近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められている。

○地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。

○地域において誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続するためには、本人の意思及び選好や価値観を尊重しながら本人の権利や利益を守り、また、権利侵害からの回復を支援することが重要である。権利擁護支援は、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、本人が地域社会に参加し、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう支える活動であり、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤として必要なものである。また、権利擁護支援は、本人の意思及び選好や価値観を起点として支援ニーズを把握し、成年後見制度を含む様々な支援の中から本人に必要な支援を選択し、組み合わせながら実施されるものである。その実施に当たっては、制度の利用前、利用中及び利用終了後を通じて、必要な支援が切れ目なく提供されるとともに、状況の変化に応じて必要な支援に再びつながることができるようにすることが重要であり、本人や市民後見人その他の地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。

○地域連携ネットワークを通じた支援は、福祉、介護、医療、住まいその他の支援と連携し、地域における包括的な支援体制の重要な要素として、多様な主体の協働の下で推進されるべきものである。その際、権利擁護支援の専門性を確保しつつ、日常の相談支援、社会参加支援及び地域づくりに関する取組と有機的に連携し、本人が地域社会とのつながりを維持しながら自分らしく暮らし続けることを支える視点が重要である。

2. 権利擁護支援に当たっての基本的な考え方②

○権利擁護支援のひとつである成年後見制度は、身上保護及び財産管理の支援を通じて、本人の地域生活を支える役割を果たしているが、今般の制度改正により、本人に必要な範囲で利用し、その必要がなくなった場合には利用を終了することが可能な制度へと見直された。このため、本人に必要な権利擁護支援を実現するためには、成年後見制度の利用ありきではなく、その利用の要否を十分に吟味し、適切な利用に結びつけるという視点や、本人の状況や支援ニーズに応じて、成年後見制度を含む様々な支援を適切に組み合わせながら支援を行うという視点がこれまで以上に重要となる。そのため、成年後見制度を含む地域における権利擁護支援策の充実が求められる。

○第二期計画でも、成年後見制度の利用促進について、単に制度利用者の増加を目的とするものではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものとして取り組んできた。これは、促進法第3条が、成年後見制度の利用促進について、①成年後見制度の理念を踏まえ、本人の尊厳にふさわしい生活の保障、適切な意思決定支援及び自発的意思の尊重並びに身上保護の実現を図るものであり、②また、地域における需要に的確に対応することを旨とし、③さらに、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体及び民間団体等の相互の協力と適切な役割分担の下で権利利益の保護に必要な体制整備を進めるものとしていることからも導かれるものである。

○　第三期計画においても、成年後見制度の利用促進は制度利用のみを目的とするものではなく、成年後見制度を含め、本人に必要な権利擁護支援が適切に提供される地域づくりを進めるための取組として位置付けるべきである。そのため、本人の意思決定を支援しつつ、その状況や希望を踏まえて必要な支援を見極めた上で、成年後見制度その他の支援を適切に組み合わせることにより、本人を中心とした支援を実現していくことが重要である。

○また、第三期計画においては、民法等改正法による成年後見制度の見直しを踏まえ、本人に必要な権利擁護支援を適切に提供するため、制度の利用の有無にかかわらず、また、制度の利用終了後も含めて、支援方針を適時に見直し、切れ目のない支援を実現することが求められる。さらに、国及び地方公共団体等は、地域における権利擁護支援について、それぞれの役割を踏まえながら、その実施状況や利用状況を継続的に把握し、課題を検証することが求められる。その上で、本人に必要な支援が適切に提供されるよう、成年後見制度の見直しの趣旨も踏まえつつ、その在り方について不断の改善を図っていくことが重要である。

○このような考え方の下、第三期計画では、権利擁護支援を地域における包括的な支援体制の重要な要素として位置付けてその充実を図り、全国どの地域においても、本人の意思及び選好や価値観が尊重され、必要な地域資源の中から本人の状況に応じた適切な支援を受けながら、希望する生活を継続できる地域社会の実現を目指す。

出典：第1回地域における権利擁護の支援体制に係るワーキンググループ (令和８年７月30日) 資料2-1(一部改変)

第二期成年後見制度利用促進計画における地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

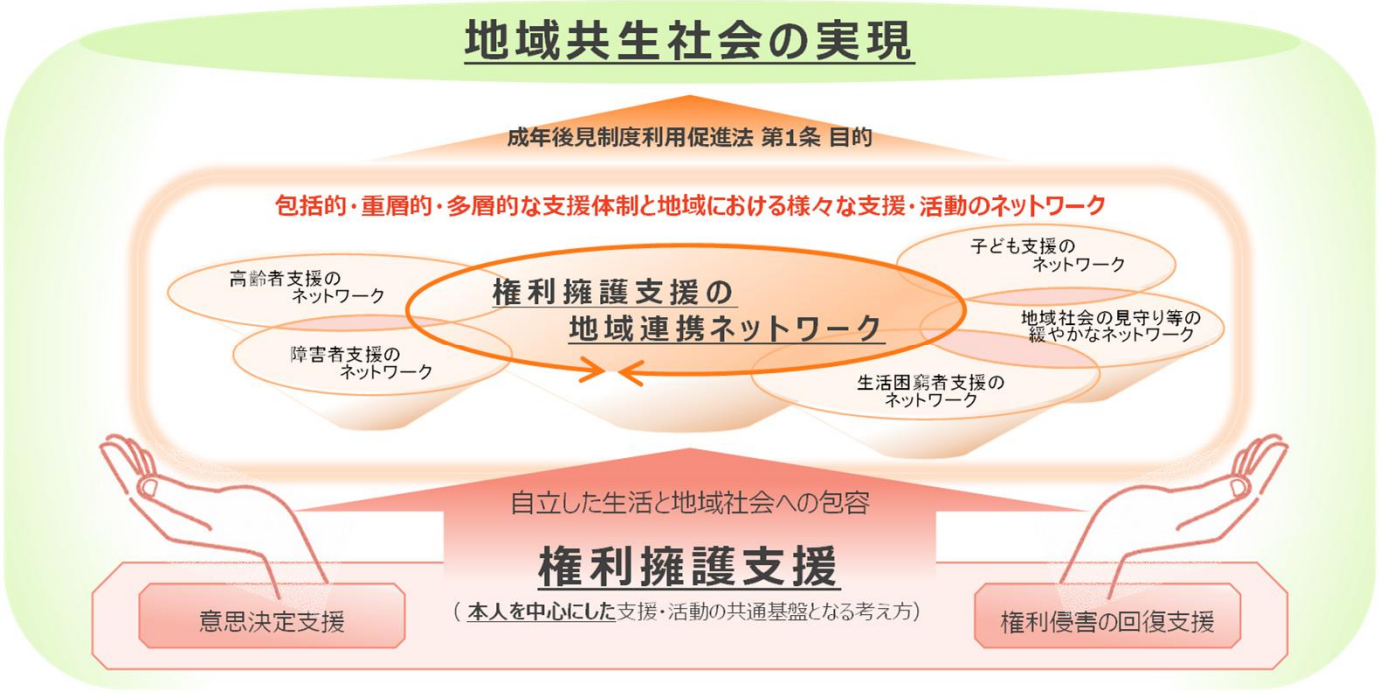
○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
○ 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。
地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。



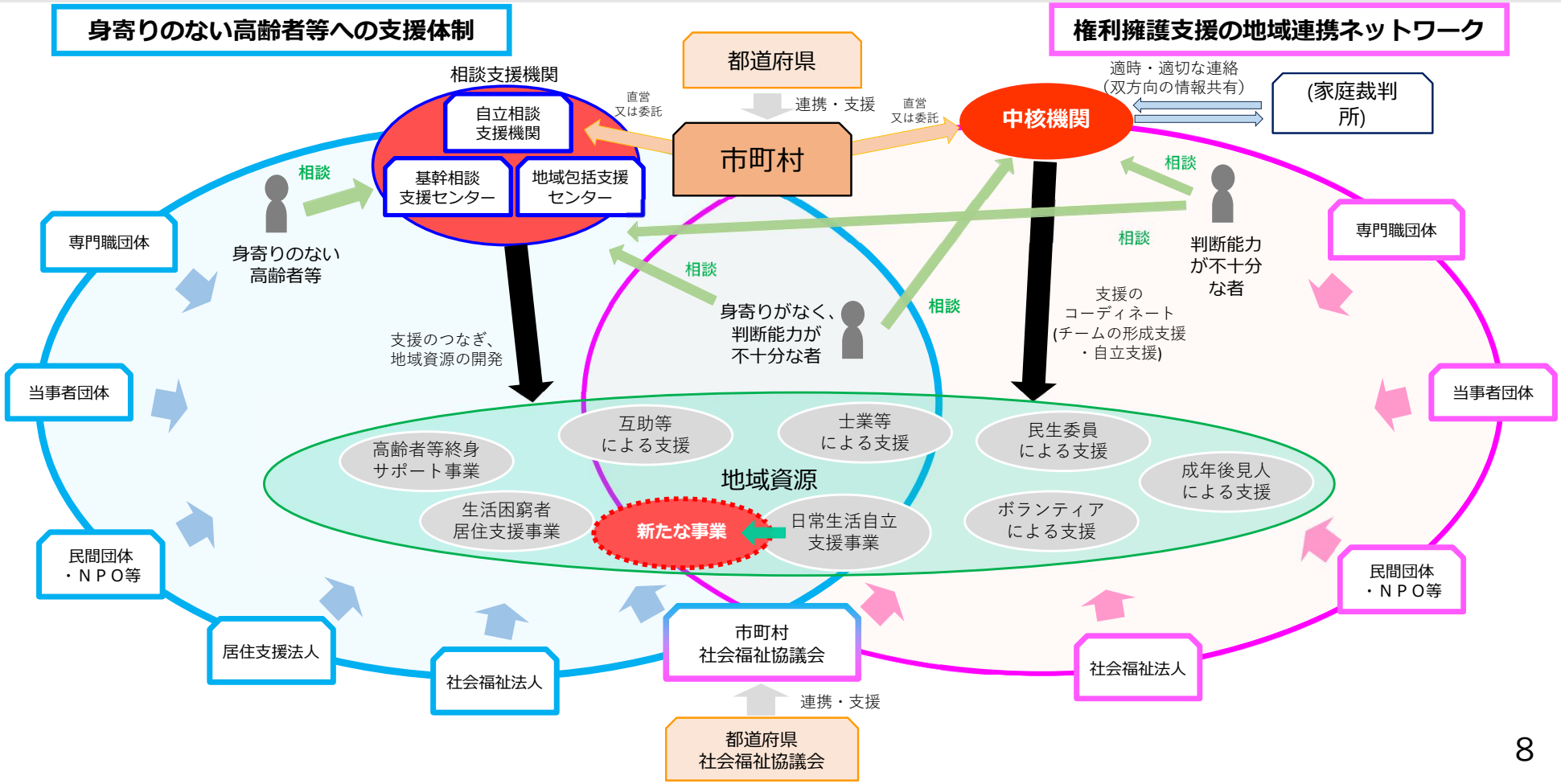
市町村単位での支援体制のイメージ

引用：第29回 社会保障審議会福祉部会（9.8） 資料

○身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。

○判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。

○市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



3. 目標・計画期間等

〇次期基本計画の目標について、以下のように示してはどうか。

（今後の施策の目標）

① 「権利擁護支援に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、全国どの地域においても必要な権利擁護支援が切れ目なく提供されるよう、権利擁護支援を地域における包括的な支援体制の重要な要素として位置付け、国及び都道府県による市町村への支援や、地域権利擁護相談支援センターを中核とした地域連携ネットワークの機能強化等を通じて、地域における権利擁護支援体制の推進に取り組む。

② 「権利擁護支援に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、地域における包括的な支援体制の重要な要素として権利擁護支援の推進が図られ、本人の意思及び選好や価値観を尊重した支援が適切に提供されるよう、成年後見制度の見直しの趣旨も踏まえつつ、地域における権利擁護支援策の適切な在り方について、不断の改善を図る。

〇目標に基づく各施策について、工程表に基づき、各改正事項の施行時期に応じた準備と実施を進めるとともに、施策の性質に応じてKPIを設定し、その達成に向けて取り組むこととしてはどうか。具体的には、定期的な専門家会議への報告や同会議における検証を実施することとしてはどうか。

〇次期計画の対象期間は、第一期計画及び第二期計画と同様に５年間とし、令和９年度から令和13年度までとしてはどうか。